

職員の管理職手当支給に関する条例

(平成 3 年 3 月 28 日 条例第 2 号)
改正 平成 28 年 3 月 15 日 条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安芸広域市町村圏事務組合の職員の管理職手当支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当)

第 2 条 事務局長及び管理局長の職にある職員には、管理職手当を支給することができる。
2 管理職手当の月額、その職員の受ける給料月額にその職員の所属する期間の関係規定の支給割合の範囲内で別に定める率を乗じて得た額とする。ただし、これにより難い場合の管理職手当の額は、安芸市の管理職手当の支給の例による。

附 則

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 15 日 条例第 7 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。